

元請業者(自主施工者)による

石綿事前調査結果の報告

はお済みですか？

石綿障害予防規則・大気汚染防止法が改正され、令和4年4月1日から、石綿事前調査結果(※)の報告制度が施行されました。

※ 建築物・工作物に石綿含有建材の使用の有無を確認する調査

これにより、元請業者(自主施工者)は石綿事前調査の結果を労働基準監督署および滋賀県(ただし大津市内は大津市)の双方に事前に報告することが義務付けられました。

【石綿事前調査結果の報告が必要な工事の規模】

- ①床面積80m²以上の解体工事
- ②請負代金100万円以上の改造・補修工事
- ③請負代金100万円以上の特定工作物の解体・改造・補修工事



建設リサイクル法に基づく届出対象工事の多くについて、石綿事前調査結果の報告が必要です。

建設リサイクル法に基づく届出対象工事	石綿事前調査結果の報告
建築物の解体工事 (床面積の合計 80m ² 以上)	必要
建築物の新築・増築工事 (床面積の合計 500m ² 以上)	必要 (改造・補修を伴う工事に限る)
建築物の修繕・模様替等工事(リフォーム等) (請負代金の額 1億円以上)	必要 (既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの工事を除く)
建築物以外の工作物の工事(土木工事等) (請負代金の額 500万円以上)	必要 (特定工作物【本チラシ裏面参照】の解体・改造・補修を伴う工事に限る)

請負代金100万円以上の工事が報告対象です。

元請業者(自主施工者)に

報告状況の確認をお願いします

【お問い合わせ先】

【石綿障害予防規則】	【大気汚染防止法】	
滋賀労働局健康安全課 TEL 077-522-6650 または各労働基準監督署まで	(大津市以外) 滋賀県琵琶湖環境部環境政策課 TEL 077-528-3357 または各環境事務所まで	(大津市内) 大津市環境部環境政策課 TEL 077-528-2735

～よくある質問と回答～

Q 石綿事前調査結果の報告は誰が行うのか？

A 建築物・工作物の解体・改造・補修工事を行う元請業者（自主施工者）が報告する必要があります。

Q 石綿事前調査結果の報告先は？

A 石綿障害予防規則（石綿則）と大気汚染防止法（大防法）に基づく報告をどちらも行う必要があります、報告先は次のとおりです。

《石綿則に基づく報告》

解体等工事現場の所在地を所管する労働基準監督署

《大防法に基づく報告》

解体等工事現場の所在地を所管する環境事務所または大津市（大津市内に限る）

Q 石綿事前調査結果の報告方法は？

A 原則、『石綿事前調査結果報告システム』から電子申請により報告の必要があります、石綿則と大防法に基づく報告を同時に行うことができます。本システムの利用には、『法人・個人事業主向け認証システム（gBizID）』への登録が必要です。

《石綿事前調査結果報告システム》 →

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

《法人・個人事業主向け認証システム（gBizID）》 →

<https://gbiz-id.go.jp>



Q 事前調査結果の報告が必要となる『特定工作物』の種類は？

A 反応槽、加熱炉、ボイラーおよび圧力容器、配管設備、焼却設備、煙突など、環境省告示第77号（令和2年10月7日公布）により規定されたものです。

Q 石綿障害予防規則・大気汚染防止法の改正は、石綿事前調査結果の報告制度の施行のみか？

A 違います。報告制度以外にも、令和3年4月以降、石綿飛散防止に係る規制が段階的に強化されており、令和5年10月1日以降は有資格者による事前調査が義務化されます。

法令改正の詳細はこちらをご覧ください

改正石綿障害予防規則・改正大気汚染防止法のお知らせチラシ →

<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5297580.pdf>

大気汚染防止法の一部改正について（R2年6月5日公布分）【滋賀県HP】 →

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/kankyou/315325.html>

